令 和 3 年 度

定期監査(事務監査)結果報告書
(後　期)

令和４年３月 30 日提出

登 米 市 監 査 委 員

令和３年度定期監査（事務監査）結果について、登米市監査基準第 20 条第１項に基づき、次のとおり報告する。

１　監査の種類

定期監査（地方自治法第 199 条第４項の規定に基づく監査）

２　監査の対象

（１）予算の執行事務（収入・支出）
（２）契約事務（建設工事、業務委託等）
（３）財産管理事務（公有財産、物品）
（４）その他（補助金交付等）

３　監査の着眼点

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに各種事務の執行が法令に適合し、正確かつ最少の経費で最大の効果を挙げているかを検証するとともに、組織及び運営の合理化に努めているかに主眼を置き実施した。

４　監査の主な実施内容

監査にあたっては、あらかじめ監査資料の提出を求め、事務事業の状況について関係職員から説明を聴取し現状の把握をした。

また、登米市監査基準第 19 条に基づき、対象部署から監査委員の指摘内容に対する弁明又は見解の聴取を行った。

５　監査の日程

後期日程については、令和４年１月 11 日から同年２月 10 日まで、下記の部署を対象に実施した。

<table>
<tr><th>実施月日</th><th colspan="2">対　象　部　署</th></tr>
<tr><td rowspan="3">１月 11 日</td><td rowspan="3">総務部</td><td>市長公室</td></tr>
<tr><td>人事課</td></tr>
<tr><td>税務課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１月 12 日</td><td rowspan="2">総務部
（選挙管理委員会）</td><td>総務課、防災危機対策室、選挙管理委員会事務局</td></tr>
<tr><td>財政経営課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１月 13 日</td><td rowspan="2">まちづくり推進部</td><td>まちづくり推進課</td></tr>
<tr><td>市民協働課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１月 14 日</td><td>まちづくり推進部</td><td>観光シティプロモーション課</td></tr>
<tr><td>市民生活部</td><td>新型コロナウイルスワクチン接種対策室</td></tr>
<tr><td rowspan="2">１月 18 日</td><td colspan="2">会計課、契約検査室</td></tr>
<tr><td>議会</td><td>議会事務局</td></tr>
</table>

1 月 24 日	上下水道部	下水道施設課
		水道施設課
		経営総務課
1 月 25 日	医療局	豊里病院
		訪問看護ステーション
1 月 27 日	医療局	登米市民病院（管理課、医事課）
		経営管理課、経営企画課、よねやま診療所、登米診療所、津山診療所
1 月 28 日	医療局	米谷病院、上沼診療所
2 月 4 日	登米総合支所	市民課
	教育委員会	登米教育事務所
	東和総合支所	市民課
	教育委員会	東和教育事務所
2 月 7 日	中田総合支所	市民課
	教育委員会	中田教育事務所
	石越総合支所	市民課
	教育委員会	石越教育事務所
2 月 8 日	豊里総合支所	市民課
	教育委員会	豊里教育事務所
	津山総合支所	市民課
	教育委員会	津山教育事務所
2 月 9 日	米山総合支所	市民課
	教育委員会	米山教育事務所
	南方総合支所	市民課
	教育委員会	南方教育事務所
2 月 10 日	迫総合支所	市民課
	教育委員会	迫教育事務所

6　監査の執行者

監査委員　中津川　源　正
監査委員　千　葉　良　悦
監査委員　岩　淵　正　宏

7　監査の結果

事務の執行については、おおむね適正に執行されていると認められた。

監査の着眼点及び各部署に共通する項目は総括事項に、部署ごとに改善を必要とする事項については、個別事項に記述するとおりである。

また、監査の執行の際に見受けられた事務処理上留意すべき簡易な事項は、関係職員に対して口頭で改善を促したので、記述を省略した。

監査結果の個別事項（部局全体事項を除く）に対して措置を講じたときは、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その措置内容を監査委員に通知されたい。

【総括事項】

総括事項は各部署に共通する事項であり、該当する部署だけではなく、どの部署でも事務事業を遂行する上で共通の認識をもって検証すべき事項となっている。

事務事業を行う際は前例踏襲ではなく、何に基づいて行っているのかを常に意識し、根拠法令等を確認・理解の上、適正かつ効率的な事務処理に努められたい。

1　予算執行について

昨年度同様、新型コロナウイルス感染症の影響により中止や縮小となった事業があるものの、実施可能な事業についてはおおむね計画どおり執行されている。中止事業の費用については既に補正予算により減額済み、または減額予定となっており、おおむね適切な処理がなされているところである。事業委託団体や補助金交付団体においても同様に、事業中止により多額の残金が発生することが予想される。活動実績に見合った委託料・補助金額となるよう、適切に対応されたい。

また、年度末において、予算残額の使い切り執行や駆け込み執行を行わないよう、十分留意されたい。次年度へ繰り越すこととなった事業については、早期の完了に向けて計画的な事業の進行管理に努められたい。

なお、収入調定、支出負担行為、支出命令については、起票の遅れや誤りが散見されたため、適正な時期での処理に努められたい。

2　債権管理について

債権を管理する部署においては、引き続き債権管理マニュアルに基づく取り組みを行い、現年度分未収金の発生防止及び過年度分未収金の確実な回収に努められたい。

なお、過年度未収金については、督促・催告・訪問などを通じ、債務者一人ひとりの生活実態等を把握するとともに、確実に記録し、回収が困難と思われる場合は、法令等に基づき不納欠損処分を行うなど、適正な債権管理に努められたい。

3　各部署の財産管理について

公有財産については、おおむね登米市公有財産規則等に基づき管理されているが、現在貸付けしている普通財産及び未利用の遊休財産については、払下げなどの処分に引き続き取り組まれたい。

なお、今回の監査において、目的外使用許可に係る貸付料の積算誤りが見られた。状況を確認の上、統一的な取扱いを図られるよう努められたい。

４　適正な事務処理について

事務処理の厳正かつ適正な執行を確保するため、職員自らがコンプライアンス意識の向上に取り組むとともに、内部統制の構築にも努められたい。

また、次の点については、本監査において見受けられた事例である。各所属においては、自らの部局でも起こりうる事例として併せて共有し留意されたい。

（１）現金取扱簿、金庫等点検記録簿、切手等受払簿について、記入漏れ等による帳簿（間）の不整合、一部帳簿の未作成、所属長等の確認の未実施による押印漏れ、現金（準公金）の長期保管など、不適切な事例が多数見受けられた。また、毎月の公金等取扱確認シートにおいて「適」として確認されているにもかかわらず、その月の現金取扱簿の記入漏れや誤りがある事例もあった。これらの事務処理及び確認が漫然と行われており、チェック機能が働いていなかったことによるものと考えられる。

近年、職員による公金等の不適切な取扱いに係る不祥事がありながら、このような事務処理が未だに行われていることは大変遺憾である。些細なミスが大きな不祥事や事故につながる可能性があることを常に念頭に置き、公金等取扱マニュアルを遵守の上、より一層適正な管理に努められたい。

（２）契約業者等から提出される書類について、契約書類の宛名の誤りや日付等の記載が漏れているものがあった。受領時の確認作業を徹底の上、漏れや誤りがある場合は適正な書類の提出を求められたい。

（３）文書への収受印の押印漏れや決裁年月日等の未記入、契約書の遅延利息率の相違など、確認を行うことで防げる誤りが散見されていることから、複数人による確認を徹底の上、適正な処理に努められたい。

５　前回指摘事項の処理状況について

監査の指摘事項に対する措置の状況は、おおむね適正に処理されていた。

６　その他

これまでの監査において、口頭で改善を促していたものや、指摘した内容が実務を担っている職員まで浸透していないことにより、再度繰り返している実態も見受けられた。監査を受けた管理監督職員等においては、所管する職員に周知の上、内容の共有及び再発防止に努められたい。

【個別事項】

本監査において、下記のとおり改善を要する事例が見られたので、関係法令に基づいた適正な事務処理をされたい。

1　総務部

■税務課

市税等の徴収率について、現年度分はおおむね昨年並みの推移であるが、滞納繰越分は法人市民税を除くほぼ全ての税目で低下している。このような状況になった背景や原因をつかむとともに、早急に効果的な対策を講じられたい。

2　総合支所

■東和総合支所

空調設備及び冷暖房設備の保守点検業務について、仕様における年間業務が未完了のうちに委託金額を全額支払うという不適切な事務があった。会計上の正規の事務手続きに努められたい。

3　医療局

【部局全体事項】

個人医業未収金が多額となっている。各病院においては、現年度分を含めた直近年の未収金に重点を置いた回収及び発生防止に努め、過年度分については、経営管理部が中心となり専門的な取り組みを行うなど、債権回収事務の手引に基づいた回収に努められたい。

■経営管理課

医学生奨学金等の返還請求に係る対応が不十分である。早急に可能な限りの回収方策を行使し、回収に努められたい。

4　上下水道部

■水道施設課

水道布設替工事に係る請負契約については、現契約業者に非がないとはいえ、設計金額の積算誤りに基づく契約を継続することは不適切な事務処理であるため、改善されたい。

今回の誤りについては、市民の信頼を得るための日々の努力が一瞬で失われかねないことであり、大変遺憾である。再発防止を含め、改善に取り組まれたい。